

平成16年12月24日

周南社協規程第62号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市社会福祉協議会しんなんよう指定居宅介護事業運営規程

社会福祉法人周南市社会福祉協議会身体障害者・知的障害者・児童指定居宅介護事業運営規程（周南社協規程第30号）の全部を改正する。

改正（平成18年3月29日・平成18年8月23日・平成18年10月18日・平成18年12月27日・
平成20年4月8日・平成21年4月6日・平成23年4月1日・平成24年3月30日・
平成25年4月10日・平成27年4月10日・平成27年5月27日・平成28年3月30日・
平成28年6月6日・平成28年8月24日・平成29年4月10日）

（事業の目的）

第1条 日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「利用者」という。）に指定居宅介護の提供にあたる従業者（ホームヘルパー）を派遣し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者がその居宅等において、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにする。

一部改正（平成18年3月29日・平成18年8月23日）

（運営の方針）

第2条 周南市社会福祉協議会しんなんよう指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）の従業者は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護に関する援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

一部改正（平成18年8月23日）

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 周南市社会福祉協議会しんなんよう

（2）所在地 周南市古川町1-17

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者1人

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) サービス提供責任者 2 人

サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、サービス提供職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) サービス提供職員 16 人

サービス提供職員は、指定居宅介護の提供を行うものとする。

(4) 事務職員 1 人

事務職員は、必要な事務処理を行うものとする。

一部改正（平成 18 年 3 月 29 日・平成 18 年 12 月 27 日・平成 20 年 4 月 8 日・平成 21 年 4 月 6 日・平成 23 年 4 月 1 日・平成 24 年 3 月 30 日・平成 25 年 4 月 10 日・平成 27 年 4 月 10 日・平成 27 年 5 月 27 日・平成 28 年 3 月 30 日・平成 28 年 6 月 6 日・平成 28 年 8 月 24 日・平成 29 年 4 月 10 日）

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

一部改正（平成 18 年 8 月 23 日）

（指定居宅介護の内容）

第 6 条 指定居宅介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助
- (3) 重度訪問介護サービス

一部改正（平成 18 年 3 月 29 日・平成 18 年 10 月 18 日）

（利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額）

第 7 条 指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道概ね 20 キロメートル未満 1,000 円

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道概ね 20 キロメートル以上 2,000 円

3 前 2 項の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付するものとする。

4 第 2 項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

一部改正（平成 18 年 8 月 23 日）

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、周南市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第 9 条 従業者は、指定居宅介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

一部改正（平成 18 年 8 月 23 日）

（契約時の書面の交付）

第 10 条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定居宅介護の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

（サービス提供の記録）

第 11 条 指定居宅介護を提供した際は、その提供日、内容、実績時間数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

（勤務体制の確保等）

第 12 条 管理者は、適切な指定居宅介護が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後 1 か月以内

（2）継続研修 随時

（衛生管理）

第 13 条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

（重要事項の掲示）

第 14 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

（秘密保持）

第 15 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

一部改正（平成 18 年 8 月 23 日）

（苦情解決）

第 16 条 指定居宅介護の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第 17 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、当

該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 サービスの提供に当たって当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、利用者又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができるものとする。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

一部改正（平成18年3月29日・平成18年8月23日）

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第18条 指定居宅介護の提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

追加（平成18年8月23日）

（その他）

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項等は、別に定めるものとする。

一部改正（平成18年8月23日）

附 則（平成16年12月24日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月23日）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月18日）

この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成18年12月27日）

この規程は、公布の日から施行し、平成18年11月6日から適用する。

附 則（平成20年4月8日）

この規程は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月6日）

この規程は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月10日）

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月10日）

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月27日）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 8 月 24 日）

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 10 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。